

令和5年度 二戸市立福岡中学校部活動方針

1 部活動の意義について

部活動は学校教育の一環として教育課程との関連を図り、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、スポーツや芸術文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒や教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、また、部活動の様子を観察を通じた生徒の状況理解等、その教育的意義は高い。

2 部活動・スポ少活動・父母会練習とは

部活動とは上記1のとおりである。

(原則として平日は～16:45の活動、休日は教員がその場にいる活動。)

スポ少活動・父母会活動とは部活動を補完する活動。

☆以下、部活動はスポ少や父母会練習等それを補完する活動を含むものとする。

3 部活動における適切な指導のために必要と考えられる事項

- (1) 学校の方針や部活動の意義について理解して指導する。
- (2) 顧問、父母会、外部指導者等との連絡を密にして、同じ目標に向かって指導する。
- (3) 生徒との信頼関係のもと指導に当たるものとし、生徒への体罰及びハラスメントの根絶など、法令や社会的規範を遵守する。
- (4) 指導を通して知り得た個人の情報については、秘密の保持を厳守する。

4 休養日・活動時間等に関する事項

- (1) 部活動の完全休養日を設け、身体的に過度の負担とならず、学業との両立を図れるようにする。

ア 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける。学校閉庁時及び年末年始の休日は休養日とする。

※授業のある月曜日と職員会議の日、期末事務処理日は休養日とする。ただし、職員会議の日においても中総体・新人大会・吹奏楽コンクール・アンサンブルコンテストの1か月前に該当する部は活動可能日とする。

※熱中症事故の防止などのために休養日が設定されることもある。

イ 活動時間は平日2時間程度、休日は3時間程度とする。

※活動時間とは準備や片付、ミーティング、アップ等を含めてのものである。

※対外試合、大会等の場合は移動、アップ、準備等をのぞいたものとし、実際に練習もしくは試合等を行っている時間とする。

ウ 原則、平日の活動終了時刻は帰宅時間を考慮し、19時30分をめどとする。

- (2) 休日の部活動休養日に大会参加等で活動した場合は、他の日に振り替える。また、基準とする活動時間を上回った場合は、他の日の活動時間を調整する。

※振替日は前週または翌週の土日を充てることを基本とする。

5 その他

- (1) スポ少の場合はスポーツ障害保険に加入する。
- (2) スポ少や父母会を組織する場合（名称は任意）は代表者と会計担当者を置く。
※代表者は組織を統括し、会計担当者は年会費を掌理し、運用する。
- (3) 参加する大会を精選し、過度の活動とならないようにする。